



# 各種届出

## 住民登録

☎ 市民課 窓口係 ☎0980-53-1212(内線149/178) 直通番号 ☎0980-53-1284

### 住民登録

住民基本台帳は、住所や世帯構成などの関係を証明するもので、就学、選挙、国民健康保険、国民年金などの基礎となるものです。

住民登録手続きの際は、届出人(窓口にいられた方)の本人確認を行いますので、本人確認できる証明書を必ず持参してください。また、代理人が手続きを行う場合、委任状が必要となります(委任者が自筆押印したもの)。

◆各種申請に必要な書類は以下の通りです。

新築戸建への住所登録の場合は『登記簿謄本(建物)』、『配置図(登録住所の記載があるもの)』、『不動産売買契約書(建売など)』、『住居表示・新規付番通知書』のいずれかのご提示が必要です。

名称	どんなときに	届出期限	届出に必要なもの	本人確認書類 (有効期限内のものに限る)
転入届	市外から名護市に住所を移したとき	引っ越しした日から14日以内に	・届出人の印鑑 ・転出証明書 ★マイナンバーカード ★住民基本台帳カード ※国外からの転入の方はパスポート・戸籍謄本・戸籍の附票が必要となります ※外国人の方は在留カードまたは特別永住者証明書が必要となります	【1点で確認できるもの】 ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・官公署発行の顔写真付きの免許証または許可証など
転出届	名護市から市外に住所を移すとき	引っ越しの日までに	・届出人の印鑑 ★マイナンバーカード ★住民基本台帳カード ※国外へ転出される方はマイナンバーカードをお持ちください	【2点必要なもの】 ・健康保険証 ・年金手帳 ・介護保険証 ・顔写真付きの社員証または学生証など
転居届	市内で住所をかえたとき	引っ越しした日から14日以内に		
世帯主変更届	世帯主を変更したとき	変更した日から14日以内	・届出人の印鑑	
世帯分離届	世帯を分離したとき			
世帯合併届	世帯を合併したとき			

★はお持ちの方のみご提示お願いいたします。

各種届出

〈広告〉

**不用品をお売り下さい!!**  
リサイクルショップ  
**なんでも屋**  
買取専用ダイヤル **0120-81-3196**  
営業 10:00~19:00 なんでも屋のアプリダウンロードはこちら  
名護市大南1-5-16 1F(北部合同庁舎近く)



ポンプ・モートル販売修理  
電気工事  
見積施工  
**山義電気モートル**  
代表者 山田 義勝  
〒905-0011 沖縄県名護市宮里7丁目8番47号  
TEL/FAX 0980-54-1676

## 名護市外へ引っ越すときは

- (1) 市民課で転出の手続きをし、転出証明書を交付してもらいます。  
 新居へ移ってから14日以内に、転出証明書、本人確認書類、印鑑を持参して、新住所地の市町村窓口にて転入手続きを行ってください。
- (2) 次の1～10に該当する方は、下記の手続きも必要です。

	このような方	名護市での手続き
1	マイナンバーカードまたは住基カードをお持ちの方	・継続利用される方は転出のお手続きの際にカードを提出してください。
2	印鑑登録者	・なご市民カード・印鑑登録証(カード)は市民課窓口へお返しいただくか、ご自身で破棄してください。(転出年月日をもって登録抹消となります)
3	国民年金加入者 国民年金受給者	・海外へ出国する方は年金窓口にて国民年金の喪失または任意加入(日本国籍の方のみ)の手続きが必要です。 新住所地へは、本年度の納入通知領収書・年金手帳(加入者)・年金証書(受給者)を持参してください。
4	国民健康保険加入者	・保険証は国民健康保険課保険給付係へお返しください。(転出されると保険資格はなくなります) ・新住所地で国保に加入予定の方は、所得証明が必要になる場合がありますので、 <b>税務課</b> でお取りになることをお勧めします。
5	公立小中学校に在学している児童生徒	・学校教育課で手続きを済ませ学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」をお取りください。(転校手続きに必要です)
6	児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、母子及び父子家庭等医療費助成の受給者	・受給者証(児童手当を除く) ・印鑑を持参し、子育て支援課窓口で手続きをお願いします。
7	保育所(園)・幼稚園などを利用している方	印鑑を持参し、保育・幼稚園課で手続きをお願いします。認可保育園・公立幼稚園は退園届け出を提出してください。申込中の方は保育施設等利用申込の取下げをしてください。その他無償化の手続きをした方は転出の届出を提出してください。
8	後期高齢者医療の被保険者	・後期高齢者医療被保険者証・印鑑を持参し、国民健康保険課後期高齢者医療係で届出が必要です。
9	介護保険の被保険者	・以下の方は介護長寿課介護認定係へ介護保険被保険者証をお返しください。 ア 満65才以上の方 イ 40才～65才未満の方で要介護認定を受けている方 ・要介護認定の申請をしている方には、受給資格証明書をお取りください(新住所地で申請なさる際に必要です)
10	オートバイ(50cc～125cc)所有者	・税務課で抹消の届出をしてください。 <必要なもの> 標識交付証明書、ナンバープレート、印鑑 ・代理手続きをする場合は、代理人の本人確認書類が必要です。

(3) 水道・下水道の精算は環境水道部経営課料金係までお電話ください。(☎53-1212 内線362)

(4) 新住所へ郵便物を転送してもらうには？

各郵便局・市民課窓口係・各支所窓口に備え付けの、郵便局用「転居届はがき」に必要事項を記入の上、運転免許証や保険証など本人確認資料と印鑑を持参し、最寄りの郵便局窓口にて手続きを行ってください。詳しくは郵便局へお問い合わせください。

## 戸籍の届出

☎ 市民課 戸籍係 ☎0980-53-1212(内線172/179/171)

### 戸籍の届け出について

名護市では、戸籍の届出を本庁市民課戸籍係窓口及び各支所で受け付けています。

休日や夜間など市役所の業務時間外の戸籍届出は、日直又は守衛が届書をお預かりすることとなります。詳しくは本庁市民課戸籍係へお問い合わせください。

本庁市民課戸籍係	0980-53-1212(内線172・179・171)
久志支所	0980-55-8101
羽地支所	0980-58-1221
屋我地支所	0980-52-8957
屋部支所	0980-52-2610

## 主な戸籍届出一覧

婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届・不受理申出をなされる際は来庁者の本人確認を行いますので、公的機関発行の顔写真入り本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。

名称	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの	注意事項
出生届	生まれた日から数えて14日以内 ※14日目が休日 のときはその翌平日まで	・子の本籍地 ・出生地 ・届出人の所在地 のいずれかの市区 町村役場	父又は母 ※父又は母以外の 方が届出をする 場合はお問い合わせ ください	◇届書1通 ◇医師・助産師の出生証明書(出生 届書についてます) ◇届出人の署名・押印 ◇親子健康手帳(母子手帳) ◇国民健康保険被保険者証(名護市 の加入者のみ)	命名は、常用漢字・人 名用漢字・ひらがな・ カタカナを使用して ください。
死亡届	死亡の事実を 知った日から数 えて7日以内	・死亡者の本籍地 ・死亡地 ・届出人の所在地 のいずれかの市区 町村役場	①同居の親族 ②同居していない 親族 ③同居人 等 ※上記以外の方が 届出をする場合 はお問い合わせ ください	◇届書1通 ◇医師の死亡診断書(死亡届書につ いています) ◇届出人の署名・押印	「親族」とは、6親等内 の血族・配偶者・3親 等内の姻族をいいま す。 ※「死亡届後の各種 手続き窓口一覧」 次ページ参照 ※火葬や斎場につい てはP104「名護市 斎場」参照
婚姻届	届け出た日に効 力が生じる	夫又は妻の ・本籍地 ・所在地 のいずれかの市区 町村役場	夫及び妻	◇届書1通 ◇夫及び妻の戸籍謄本各1通(名護 市に本籍がない方につき) ◇夫及び妻の署名・押印 ◇成年の証人2人の署名・押印 ◇夫又は妻が未成年の場合、父母の 同意書 ◇国民健康保険被保険者証、国民年 金手帳(名護市の加入者のみ)	
離婚届	(協議離婚) 届け出た日に効 力が生じる	夫婦の ・本籍地 ・所在地 のいずれかの市区 町村役場	夫及び妻	◇届書1通 ◇届出人の署名・押印 ◇戸籍謄本1通(名護市に夫婦の本 籍がない場合) ◇協議離婚の場合は、成年の証人2 人の署名・押印 ◇裁判離婚の場合は、裁判の謄本及 び確定証明書 ◇国民健康保険被保険者証、国民年 金手帳(名護市の加入者のみ)	住所や世帯の異動が ある方は、別途、住民 異動届が必要です。 (詳しくはP51「住民 登録」参照)
	(裁判離婚) 成立・確定の日か ら10日以内		訴を提起した者		
転籍届	届け出た日に効 力が生じる	・本籍地 ・所在地 ・転籍地 のいずれかの市区 町村役場	筆頭者及び配偶者	◇届書1通 ◇戸籍謄本1通 ◇筆頭者及び配偶者の印鑑	
不受理 申出	届出の意思がな いとき	申出人の ・本籍地 ・所在地 のいずれかの市区 町村役場	申出の種類によっ て「申出できる人」 が異なります。詳 しくは戸籍係へお 問い合わせください。	◇不受理申出書 ◇申出人の印鑑	不受理申出の対象と なる届出は、婚姻届・ 協議離婚届・養子縁 組届・養子離縁届・認 知届です。

- 上記届出の詳しいことや上記以外の届出については、本庁市民課戸籍係までお問い合わせください。
- 外国籍の方又は外国の地に関わる届出については別途必要書類等がありますので、事前に戸籍係までお問い合わせください。
- 婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届について本人確認ができなかった場合には、届出を受理したことを本人に通知します。
- 出生届・死亡届以外の戸籍届出について、名護市に本籍がない方は、前もって本籍地の市区町村役場で戸籍謄本(全部事項証明書)をとり届書に添付してください。



各種届出

## 死亡届後の各種手続き等の窓口一覧

亡くなられた方が名護市に住民登録している方で、次の1～15のいずれかに該当する場合は、別途、下記のお手続きや確認などが必要です。お手続き方法や必要書類などの詳しいことは、各担当窓口へお問い合わせください。

	このような方	お手続き等担当窓口
1	住基カード・なご市民カード・印鑑登録証のいずれかをお持ちの方	市民課 窓口係
2	国民年金受給者及び第1号被保険者	市民課 窓口係 年金担当
3	国民健康保険加入者(75歳未満)	国民健康保険課 保険給付係
4	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	国民健康保険課 後期高齢者医療係
5	介護保険受給者	介護長寿課 介護認定係
6	介護用品給付(おむつ助成)を受けている方	介護長寿課 高齢福祉係
7	農地所有者、農業者年金受給者及び被保険者	農業委員会 窓口

	このような方	お手続き等担当窓口
8	児童手当受給者、児童扶養手当受給者	子育て支援課 子育て支援係
9	生活保護受給者	生活支援課 保護係
10	納税義務者	税務課 納税係
11	固定資産(土地・家屋・償却資産)所有者	税務課 資産税係
12	軽自動車(原付バイク含む)所有者	税務課 市民税係
13	市営住宅入居者	建築住宅課 市営住宅係
14	森林所有者	農林水産課 林務水産係
15	障がいの手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当受給者、障害児福祉手当・特別障害者手当受給者	社会福祉課 障がい給付係



各種届出

## 各種証明と手数料

☎ 市民課 窓口係 ☎0980-53-1212(内線149) 直通番号 ☎0980-53-1284

※代理人による申請の場合、委任者本人が記入し自筆・押印した委任状が必要です。

※本人確認書類

種類	手数料	証明内容	必要なもの
戸籍謄本(全部事項証明)	1通 450円	戸籍に記載されている方全員の証明を写したもの	・窓口にいらした方の本人確認書類 ・代理人による申請の場合、委任者本人が記入し自筆・押印した委任状が必要です。 ・上記以外にも関係権限確認のための書類(戸籍など)が必要な場合もありますので、市民課窓口係までお問い合わせください。
戸籍抄本(個人事項証明)	1通 450円	戸籍に記載されている方のうち証明を必要とする方について証明するもの	
除籍謄本	1通 750円	戸籍に記載されている方が全員除籍された戸籍についての証明するもの	
除籍抄本	1通 750円	戸籍に記載されている方が全員除籍された戸籍のうち、証明を必要とする方について証明するもの	
改製原戸籍謄本	1通 750円	改製された原戸籍に記載されている方全員の証明	
改製原戸籍抄本	1通 750円	改製された原戸籍に記載されている方のうち証明を必要とする方についてのみ証明	
身分証明書	1通 200円	禁治産、準禁治産、後見、破産の宣告の有無についての証明	
戸籍届出の受理証明書	1通 350円	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの	
戸籍届出の受理証明書(上質紙使用)	1通 1,400円	戸籍の届出が受理されたことを証明するもの(対象:婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届のみ)	
戸籍の附票の写し	1通 200円	住所の異動経過を証明するもの(本籍地でのみ申請可能)	
不在籍証明書(謄本・抄本)	1通 200円	「現在名護市□□〇〇番地に何某の戸籍はない」旨を証明するもの	
住民票の写し	1通 200円	住所、氏名、生年月日、性別など	
住民票の記載事項証明書	1通 200円	住民票に記載のある事項を証明するもの	
不在住証明書	1通 200円	「現在名護市□□〇〇丁目〇番〇号に何某の住民票はない」旨を証明するもの	
転出証明書	無料	なし	
住民票の閲覧	1通 100円	事前の申請が必要です	詳細は市民課窓口係まで
印鑑登録証明書	1通 200円	なご市民カードまたは印鑑登録証の提示がないと発行できませんので必ずご持参ください	・なご市民カードまたは印鑑登録証

## 証明書自動交付機

☎ 市民課 窓口係 ☎0980-53-1212(内線149) 直通番号 ☎0980-53-1284

なご市民カード及び住民基本台帳カード(平成23年3月末まで交付されたもの)をお持ちの方は、カードを利用して市民課ロビーに設置している証明書自動交付機で

- 住民票謄本・抄本<カード所有者本人及び同世帯の方の住民票>
- 印鑑登録証明書<印鑑登録している方で登録者本人の証明書のみ>

の交付を受けることができます。ただし、暗証番号の登録をしている方に限ります。

	平日	土・日・祝祭日	備考
利用時間	午前8時～午後7時	午前8時～午後5時	12月31日～1月3日、台風等に伴う閉庁日及びその他、市が指定する日を除く。
設置場所	本庁市民課ロビー		

## 印鑑登録

☎ 市民課 窓口係 ☎0980-53-1212(内線149) 直通番号 ☎0980-53-1284

### (1) 印鑑登録と廃止の手続き

こんなとき	申請者	届け出に必要なもの	
印鑑登録 (印鑑の変更)	本人 (15歳以上の人)	・登録する印鑑(印鑑を変更する場合は旧印も持参) ・申請者が本人であることを証するもの(※)(証するものが無い場合は、即日登録できません) ※マイナンバーカード、住基カード、運転免許証、パスポート等官公署が発行した本人の顔写真を貼付した身分証明書、及び保証人による証明書(保証人は名護市に印鑑登録している方のみなれます。保証人の登録印も押印する必要があります)	
	代理人 ※疾病、その他やむを得ない事由があるときに限られ本人への登録の意思確認は、本人宛照会文書を郵送します。(代理人による申請は即日登録できません。)	仮申請	・登録する印鑑 ・代理人の認め印 ・委任の旨を証する書面(市民課備えつけ) ・代理人の本人確認書類
		本申請	・登録する印鑑 ・郵送による照会文書の回答書 ・代理人の認め印 ・代理人の本人確認書類
登録の廃止 (カード亡失)	本人	・本人確認証明書(登録の場合と同じ又は健康保険証) ・なご市民カード・印鑑登録証 ・申請者の登録印(ないときは認め印)	
	代理人 (上記※と同様)	・代理人の本人確認書類 ※仮申請及び本申請を行います。即日廃止できません。	

### (2) 手数料 登録時1件につき250円

## パスポート申請

☎ 市民課 窓口係 ☎0980-53-1212(内線149) 直通番号 ☎0980-53-1284

平成25年4月1日から、名護市役所市民課窓口(本庁舎のみ)にてパスポートの申請、受け取りが出来るようになりました。

### (1) 一般旅券発給申請書(5年、10年)

20歳未満の方は5年旅券のみ。20歳以上の方は5年旅券または10年旅券を選べます。

### (2) 戸籍(謄)抄本

申請者本人のもの。(発行日から6ヶ月以内のもの) 未成年者、又は家族で同時に申請する場合は謄本をお持ちください。

### (3) 証明写真

- 申請者本人のみで6ヶ月以内に撮影されたもの。
- 縦4.5センチ×横3.5センチ縁なしで正面、上半身(肩より上)、無帽、無背景のもの(パスポート用で撮影してください)。カラーコンタクト、サングラスの装着は不可。



各種届出

#### (4) 本人確認書類の原本(コピー不可)

下表の【1】は1点のみで可。【1】の書類がない場合は【2】のAを2点、又はA+Bを提出。(Bの2点は不可)いずれも現在有効なものに限ります。

【1】1点確認		運転免許証、船員手帳、海技免状、住基カード(写真付き)、マイナンバーカード、パスポート、身体障害者手帳(写真付き)、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、猟銃・空気銃所持許可証、官公庁職員身分証明書(写真付き)、運転経歴証明書等
【2】2点確認 Aを2点又はA+Bを提出。 (Bの2点は不可)	A	健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、後期高齢者医療被保険者証、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書(実印も一緒にお持ちください)等
	B	次の内写真が貼ってあるもの(学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等)、母子手帳(小学生以下)等

#### (5) 前回取得したパスポート

有効期限内にパスポートを切り替える場合(残存有効期限が1年未満)は、今お持ちのパスポートの提出がないと申請出来ません。

#### (6) 手数料

収入印紙及び沖縄県証紙で下記のとおり納付していただきますので事前に購入の上、交付時にご持参ください。

種類	手数料	
	収入印紙	沖縄県証紙
10年旅券	14,000	2,000
5年旅券	9,000	2,000
12歳未満	4,000	2,000
査証欄の増補	2,000	500
変更旅券	4,000	2,000

#### 申請受付・旅券受取時間

申請受付: 月～金曜日(土日祝祭日、年末年始は休み)  
午前8時30分～午後5時  
受け取り: 午前8時30分～午後5時15分  
※受け取りは原則本人です。

各種届出

## マイナンバーカードの申請と交付について

☎ 市民総務室 ☎0980-53-1212(内線177)

マイナンバーカードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付のカードです。本人の申請により交付を受けることができ、本人確認のための身分証明として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

現在、名護市ではマイナンバーカードを利用して、コンビニ等で各種証明書を取得することができます。

申請方法	申請手順
郵送	①交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送します。
スマートフォン (パソコン)	①スマートフォンで顔写真を撮影して保存します。(パソコンの場合は、デジタルカメラ等で撮った顔写真をパソコンに保存します。) ②交付申請書のQRコードを読み取るか、交付申請用WEBサイト(マイナンバーカード総合サイト)にアクセスし、申請書IDやメールアドレスを登録します。 ③登録したメールアドレス宛に申請者専用WEBサイトのURLが届いたらサイトにアクセスします。(URLが[https://net.kojinbango-card.go.jp]であることを確認してください。) ④画面の案内にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。
まちなかの 証明用写真機	①申請可能な証明用写真機のタッチパネルから「個人番号カード申請」を選択します。 ②撮影用の料金を投入し交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざします。 ③画面の案内にしたがって必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します。

交付手順	必要な持ち物
①自宅に交付通知書(はがき)が届きますので、電話にて交付の予約を取ります。 ②予約日に申請者ご本人が窓口にお越しください。(15歳未満の方、成年被後見人の方は法定代理人が同行してください。) ③交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定して頂くことにより、カードが交付されます。(初回交付手数料は無料です。)	①交付通知書(はがき) ②通知カード(令和2年5月以前に交付を受けている方) ③本人確認書類(15歳未満の方、成年被後見人の方は同行する法定代理人の本人確認書類も必要です。) ④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

### マイナンバーカードを紛失した場合

①直ちに下記の電話番号に連絡し、個人番号カードの電子証明書等の機能の一時停止をおこなってください。(365日24時間対応)

- マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) ☎0120-95-0178
- 個人番号カードコールセンター(有料) ☎0570-783-578(繋がらない場合には☎050-3818-1250)

②紛失の場合→警察署等に遺失届を出し、受理番号を控える。火災による焼失の場合→消防署等に届出しり災証明書をもらう。

※個人番号カードが見つかった場合には、個人番号カード、本人確認書類をお持ちになり、一時停止解除の手続きが必要になります。

## マイナンバーカードの再交付について

申請受付:月～金曜日(土日祝祭日、年末年始は休み) 午前8時半～午後5時

必要書類	①本人確認書類 ②写真(縦4.5cm×横3.5cm) ③マイナンバーカード(カードがある場合) ④遺失届受理番号(紛失の場合) ⑤り災証明書(火災による焼失の場合)
手数料	1枚800円(電子証明書を含まず時は1,000円)

受け取りまでに3～4週間かかります。なお、受け取りには事前予約が必要です。

## 証明書コンビニ交付について

現在名護市にお住まいの方は、マイナンバーカードを利用して、住民票や所得証明書などの証明書を全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で取得できます。

### ◆サービスが利用できる店舗

- ローソン
- ファミリーマート
- セブン-イレブン などのコンビニエンスストア

※県外の店舗でも利用できます。

### ◆取得できる証明書

住民票の写し	名護市に住民登録している方(個人番号(マイナンバー)は記載されていません)
印鑑登録証明書	名護市で印鑑登録をしている方。
戸籍謄(抄)本	名護市に本籍のある方。名護市外に本籍のある方は、本籍地のある市町村に利用登録申請が必要になります。 ※本籍地の市町村が、コンビニ交付に対応していない場合には、利用することが出来ません。
戸籍の附票	名護市に本籍のある方。名護市外に本籍のある方は、本籍地のある市町村に利用登録申請が必要になります。 ※本籍地の市町村が、コンビニ交付に対応していない場合には、利用することが出来ません。
課税証明書	・現在とその年の1月1日両方に名護市に住民登録があり、申告等がなされている方。 ・課税額が表示されます。収入、所得額、所得控除の内訳は表示されません。 ・最新年度分の証明書が発行されます。
所得証明書	・現在とその年の1月1日両方に名護市に住民登録があり、申告等がなされている方。 ・収入、所得額、所得控除の内訳が表示されます。課税額は表示されません。 ・最新年度分の証明書が発行されます。
所得・課税証明書	・現在とその年の1月1日両方に名護市に住民登録があり、申告等がなされている方。 ・収入、所得額、所得控除の内訳と課税額の両方が表示されます。 ・最新年度分の証明書が発行されます。

### ◆ご利用時間

6:30～23:00(12月29日～1月3日、メンテナンス時を除く。)



各種届出